

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の実施方針 新旧対照表

1 民間事業者からの質問・意見による修正

(下線部は修正・追記部分)

該当箇所	案公表時	策定時
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 2 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 P29	市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。	市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた <u>合理的</u> 損害を賠償しなければならない。